沖縄県警察障害者雇用・活躍推進計画

機関名	沖縄県警察			
任命権者	沖縄県警察本部長			
計画期間	令和2年4月1日~令和7年3月31日(5年間)			
沖縄県警察に	沖縄県警察においては、平成30年において、障害者任免状況通報			
おける障害者	の内容について再点検結果に基づき、雇用率を下方修正した後、障			
雇用に関する	害者採用計画を作成するとともに、採用活動を強化した結果、令和			
課題	元年6月1日時点で法定雇用率を達成している。			
	今後も、障害を有する職員(以下「当事者職員」という。)がそ			
	の能力を十分に発揮し、活躍していくための、各種取組を継続して			
	いく。			
目標				
①採用に関す	各年度6月1日時点での法定雇用率を達成する。			
る目標	※ 実雇用率は毎年度の任免状況通報による。			
	※ 令和元年6月1日時点の実雇用率 3.38 %			
	(令和元年度法定雇用率 2.5 %)			
②定着に関す	毎年度の任免状況通報のタイミング等で、毎年度採用者の定着状			
る目標	況を把握しつつ、定着率向上のための取組を推進していく。			
③満足度、ワ	定期面談や障害者職業生活相談員への相談状況、必要に応じたア			
ーク・エンゲ	ンケート等を通して、当事者職員の職務環境等に対する意見を集約			
ージメントに	し、障害者雇用・活躍に関する課題と対策等を分析することにより、			
関する目標	求められる取組を推進する。			
④キャリア形	当事者職員一人一人の特性や能力等を把握し、本人に合った業務			
成に関する目	の割振り又は人事配置を行うほか、本人の意欲・能力等に応じた職			
標	域拡大を検討する。			
取組内容				
1 障害者の活躍を推進する体制整備				
(1)組織面	○ 令和元年9月6日に障害者雇用推進者として警察本部警務部長			
	を選任済み。			
	○ 令和元年 12 月 4 日に、人事担当者(男女それぞれ 1 名)を「障害			
	者職業生活相談員」として指定済み。			
	○ 令和 2 年 2 月 13 日に、障害者雇用推進者、警務部等の責任者を			
	構成員とする「障害者雇用・活躍推進本部」を設置するとともに、			
	同本部の下に実務者チーム「障害者雇用・活躍推進チーム」を設			
	置済み。			
	※ 「障害者雇用・活躍推進チーム」による障害者雇用・活躍			
	推進計画の策定にあたっては、当事者職員の参画を募ってい			
	る。			

I		○ 令和2年度以降、「障害者雇用・活躍推進チーム」を各年度1
		回以上開催し、障害者雇用・活躍推進計画の実施状況を点検し、
		必要に応じて見直しを図っていく。
		○ 「障害者雇用推進者」、「障害者雇用・活躍推進本部」、「障害者
		雇用・活躍推進チーム」及び「障害者職業生活相談員」について
		は、定期人事異動等で人員に変更が生じる都度更新を行う。
	(2)人材面	○ 障害者職業生活相談員として新たに選任された者(選任予定の
	(2/) C/PJ III	者を含む。)について、沖縄労働局が開催する障害者職業相談員
		資格認定講習を受講させる。
		○ 当事者職員が配置されている部署の職員を中心に、厚生労働省
		障害者雇用対策課又は沖縄労働局が開催する「精神・発達障害者
		で
2	陪宝老の活	躍の基本と成る職務の選定・創出
		□ 現に勤務する当事者職員や採用が予定される障害を有する方の
		サ性や能力、希望を踏まえ、職務の選定及び創出について検討を ・
		行民で能力、布室を踏まえ、職務の悪足及び削山について傾削を行う。
		11.7。 ○ 勤務評価や定期面談等を通じて、当該職員と業務の適切なマッ
		一 勤務計画へ足朔面談寺を通じて、当該職員と果務の過期なくり チングがてきているかの点検を行い、必要に応じて修正を行う。
3	暗宝老の活	躍を推進するための環境整備・人事管理
	(1)職務環	□ 採用時の面談や、採用後の定期面談、障害者職業生活相談員へ
	境	の相談状況等を踏まえて、就労支援機器の整備や施設の改修など、
	先	適切な範囲で当事者職員が働きやすい職場環境づくりに努める。
	(2)募集・	□ 別な配面でヨず有楓貝が働きくりで楓勿珠焼ってりにあめる。 ○ 非常勤職員として一定期間勤務する当事者職員を常勤職員とし
	採用	て任用する、いわゆる「ステップアップ採用」の枠組み整備を検
	1/1/11	討する。
		『177~。 ○ 採用募集活動に際しては、以下の取扱いを行わない。
		特定の障害を排除する。
		自力で通勤できることといった条件を設定する。
		・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
		・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援
		が受けられること」といった条件を設定する。
		・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
	(3)働き方	○ 時間単位の年次休暇や病気休暇、特別休暇などの各種休暇制度
		の積極的な利用を促進する。
	(4) キャリ	○ 中長期的なキャリア形成に関する当該職員の希望を面談等によ
	ア形成	って把握し、当事者職員のキャリア形成に資する職務選定を検討
		する。
		○ 当事者職員の希望等も踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教
		育訓練への参加を促進する。
	(5)その他	○ 中途障害者(在職中に疾病・事故等により障害者となった者を

	の人事管	いう。)について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職
	理	場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等に配意
		する。
4	その他	
		○ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関
		する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者
		の活躍の場の拡大を推進する。